



# 平成24年度 採用職員を募集!



平成24年度に採用する職員を下表のとおり募集します。募集要項・申込書などは、総務課、日生・六瀬住民センターで配布しています。

○受付期間【郵送】=9月16日必着(特定記録郵便または配達記録郵便とする)【持参】=9月16日午後5時30分まで(土・日は除く)

○受付場所 総務課

○一次試験日 10月16日(日)

※町のホームページでも募集要項をダウンロードできますが、申し込みはできません。

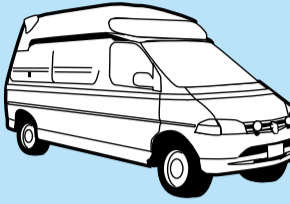
問い合わせは、同課(☎766-8708)へ。

職種	採用予定人数	受験資格(すべての要件にあてはまる人)
事務職 (高・短大卒)	1人	◎昭和61年(1986年)4月2日以降に出生した人◎学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校の専門課程もしくは短期大学を卒業した人、または平成24年(2012年)3月31日までに卒業見込みの人*学校教育法に定める4年制大学を卒業した人、卒業見込みの人などその在学期間が2年を超える人は受験できません。
事務職 (身体障がい者)	1人	◎昭和51年(1976年)4月2日以降に出生した人で、学校教育法に定める高等学校以上を卒業した人又は平成24年(2012年)3月31日までに卒業見込みの人◎身体障害者手帳の交付を受けている人◎自力による通勤ができ、介護者なしに事務職として職務が遂行できる人◎通常の勤務時間(原則として1日7時間45分)を勤務できる人◎活字印刷文による出題および口頭による面接に対応できる人*車イスおよびルーペ(拡大鏡)、補聴器を用いての受験は可。申込時にお申出ください(ただし、当方で用意する機などを用いることが前提)。
技術職 (土木)	1人	◎昭和58年(1983年)4月2日以降に出生した人◎学校教育法に規定する高等学校以上の学歴で土木に関する専門課程を修めて卒業した人、または平成24年(2012年)3月31日までに卒業見込みの人
幼稚園教諭	2人	◎昭和59年(1984年)4月2日以降に出生した人で、幼稚園教諭免許状および保育士資格両方を有する人または平成24年(2012年)3月31日までに両資格を取得見込みの人

①地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は、応募できません。②受験者が平成24年3月31日までにその属する学校を卒業できない場合、または必要な専門課程の修了や資格の取得ができない場合は、採用できません。③受験申込みは、1職種に限ります。また、受付後の職種の変更は認めません。



▲昨年のフェアの様子



## 「救急フェア」を開催!

9月9日は「救急の日」、9月4日〜同10日は「救急医療週間」です。消防署ではこの期間に先立ち、住民の皆さんに救急業務への理解を深めていただくため「救急フェア」を開催します。ぜひこの機会に心臓蘇生法・AED体験、救急ドバイザーによる救急相談コーナー、1日救急隊長によるアンケート、救急車の展示など

▼問い合わせ 消防本部(☎766-0119)

▼とき 9月3日(土) 午後1時〜午後4時

▼ところ イオン猪名川ショッピングセンター3階フードコート前

▼内容 心肺蘇生法・AED体験、救急ドバイザーによる救急相談コーナー、1日救急隊長によるアンケート、救急車の展示など

## オープンスクールと子育て支援のお知らせ

開かれた学校・園づくりの一環として、オープンスクールおよび子育て支援を進めています。

この機会にぜひ、学校・幼稚園を訪問してみてください。

内容や持ち物など詳しいことは、事前に各学校・幼稚園にお問い合わせください。

【訪問の際のお願い】①受付で名簿に記入し、名札の着用をお願いします②上靴を持参ください③写真やビデオ撮影は遠慮ください

### 平成23年度 2学期「オープンスクール」実施予定

校 園 名	日 程
楊津小学校(☎768-0010)	10月15日、11月12日・同26日
大島小学校(☎769-0025)	10月13日、11月5日
松尾台小学校(☎766-1766)	9月20日
白金小学校(☎766-7188)	9月9日
つつじが丘小学校(☎766-6667)	9月13日(午前のみ)
六瀬中学校(☎768-0024)	10月7日、11月8日、12月13日
猪名川幼稚園(☎766-3899)	9月21日〜同22日、11月7日〜同8日
松尾台幼稚園(☎766-0388)	9月20日〜同21日、11月2日・同6日
六瀬幼稚園(☎768-0369)	9月16日〜同17日、10月19日〜同20日、11月16日、12月2日〜同3日
つつじが丘幼稚園(☎766-4411)	11月9日〜同11日、12月3日

### 平成23年度 2学期「子育て支援事業」実施予定

園 名	日程・内容など
猪名川幼稚園	9月22日午前10時〜=一緒に運動遊びをしよう・保育通信、11月4日午前10時〜=お店屋さんごっこ
松尾台幼稚園	9月20日午前9時30分〜=園児や地域の人との昔遊び、10月8日午前9時〜=運動会参加、11月25日午前9時30分〜=園児と一緒に収穫祭(茶巾しぼり作り)、12月22日午後2時〜=クリスマス制作
六瀬幼稚園	9月14日午前9時30分〜=運動会の練習①、10月4日午前9時30分〜=運動会の練習②、10月8日午前9時〜=運動会参加、10月11日午前10時〜=木工教室・給食試食会(要事前申込)、10月27日午前10時30分〜園外保育(ふるさと館でどんぐり拾い、現地集合・解散)、11月9日午前9時30分〜=作品展に向けて共同作品作り、11月24日午後1時45分〜=作品展に向けて個人作品作り、12月16日午前9時30分〜=クリスマス会(要事前申込)
つつじが丘幼稚園	9月20日午前9時20分〜=運動遊び、10月8日午前9時〜=運動会参加、11月15日午後2時〜=リズム遊び・お菓子作り(要事前申込)、12月13日午前9時50分〜=クリスマス制作・ふれあい遊び

説明を受けた後、マッサージ24回コースと「一緒に使用する」と効果があがる」と紹介された化粧品を購入した。支払いはカード払いで35万円になったが、自分の給与では支払いができない。解約したい。(20歳代女性)

《回答》クリーニング・オフ期間中(8日間)だったのをクリーニング・オフの書面を送付し、化粧品は未開封

この事例以外にも、友人に執拗に勧誘され、断り切れず契約してしまったという相談もありました。キッパリと断る自信がない人は、最初から近づかないようにしましょう。

契約してしまった場合は、1カ月を超える提供期間で支払い金額が5万円以上、このエステ契約であれば、特定商取引法の特定継続的役務提供に該当し、書面を受け取った日から8日間はクリーニング・オフ(無条件解約)ができます。

何回かサービスを受けた後でも、残った提供済みのサービス代金と一定の解約料を支払うと、中途解約できますので疑問な点は、消費生活相談コーナー(☎766-1110)へ。



## 消費生活のアドバイス

> 197 <

無料体験の広告で出かけた高額な契約になったエステ

「無料体験の広告で出かけた高額な契約になったエステ」というお話を聞きました。このようなケースは「無料体験商法」と言います。業者は、無料や安価でサービスや商品を提供することで、客を集め、そのコストを回収するために執拗な勧誘で契約を迫ります。安価なサービスで提供した後に、高価なサービスや商品の契約を勧めるところもこの商法の特徴です。

